

■委員長報告概要■

	令和 5 年 12 月定例会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 75 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	薬学部に関連する一連の工事が終わったことから、今後はまちづくりの視点から大学との連携事業や運営の推進を行っていくため、大学推進室の所管事務を企画部に移管するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*移管後は企画部企画課大学連携室として本市のまちづくりの知の拠点である山口東京理科大学の魅力を最大限に引き出しながら、今後も様々な関連施策を展開していく。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 76 号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
概 要	令和 5 年度の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の関連法案が可決されたことに伴い、本市でも国に準じて職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*初任給については、高卒の月給が約 1 万 2,000 円、大卒の月給が約 1 万 1,000 円上がる。また、45 歳を超える職員は千数百円上がる。全正規職員を平均すると約 9 万 8,000 円年収が増加する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 77 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	令和 5 年度の人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等について所要の改正を行うもの。
論点又は審査によって明らかになった事項など	*今回の改正は令和 5 年 12 月に支給する期末手当から適用する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 78 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	特別職の職員の給与に関する法律が可決されたことから、本市でも国に準じて所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*今回の改正は、令和 5 年 12 月に支給する期末手当から適用する。議員 1 人当たり約 4 万 4,000 円増加する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 79 号 山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
概 要	人材育成の一環として、資格取得を目指す職員や、自己成長のため多様な経験を積みたいなど高い志を持って自己啓発に取り組む職員に対して、一定期間休業を認める制度を創設するため条例を制定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*全国で約 4 割の自治体が条例化している。今まで条例化には至らなかった理由はニーズが無かったためである。取扱基準は別に定める。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 83 号 物品の購入について
概 要	市民体育館の照明器具の老朽化により、利用者の利便性向上を目的として、LED照明器具を購入設置するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*LED灯 108 台等の購入価格は税込み 2,475 万円である。入札を行い 4 者から応札があり、最も安価な価格を提示した者と契約する。器具交換の工期は約 2 週間を予定しており、令和 6 年 3 月 15 日までに完了させる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 85 号 山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について
概 要	公の施設である山陽小野田市民活動センターについて、広報 10 月 1 日号及びホームページにおいて指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、アクティオ株式会社を指定管理者に指定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>*公募には 2 者からの応募があり、効果的な取組については「市民活動に関する情報収集及び提供業務」、「市民活動に関する人材育成及び研修業務」、「市民活動に関する活動の支援・相談業務」、「市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な団体等の相互の連携及び協創の促進業務」、「LABV 事業による新施設に入居する関係団体等と連携・協働業務」、「収益を伴わない自主企画運營業務」について審査した。</p> <p>*指定管理料の人件費は、市の職員を配置した場合を想定しており、施設長は課長補佐級、副施設長は係長級、コミュニケーターは若手職員級の給料表を用いて算出した。</p> <p>*選定委員 7 名のうち、学識経験者は、市民活動を調査研究している山口東京理科大学の教授、LABV プロジェクト合同会社の方、山口県民活動センターの代表の 3 名である。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 86 号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について
概 要	令和 6 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となる施設について、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者を小野田ガラス株式会社に指定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>*当該施設は平成 20 年度に指定管理者制度を導入して以来、小野田ガラス株式会社が保有する高度な知識、優れたノウハウ、確かな実績により管理、運営を行ってきたことから、今回も単独指定をした。</p> <p>*親会社の変更があったが、職員の構成、現在のきららガラス未来館におられるガラス作家にほとんど変更がなかったこと、3 月まで現体制が維持されること等を鑑みた上で、小野田ガラス株式会社の高度な知識や優れたノウハウ、実績等が変わるものではないと判断した。</p> <p>*単独指定の継続は最大 2 回までという制限は、令和 3 年 9 月に撤廃されている。これについては、相応の知見を有する団体を求めるに当たり、回数で制限する必要があるのかといった観点から、そこを任すに値するだけの能力を持っている団体に任せられる体制を取ろうということで指定管理者制度事務マニュアルが改正された。</p> <p>*選定委員会での審査で平均点が 100 点満点中 50 点以上あれば、申請者を指定管理者候補者として決定する中で、このたびの平均点は約 53 点であった。</p> <p>*指定管理料は、昨今の物価高を反映するとともに、人件費と委託料の見直しを行い、単年度当たり 759 万円増額している。</p> <p>【自由討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小野田ガラス株式会社のこれまでの功績は当然、評価するところではあるが、競争原理を持たせるために、公募した上で、結果 1 者になったとしても、ほかの施設と同様にすべきであり、何らかの議会意思を示す必要があるのではないか。 ・公平公正に処理ができるような仕組みとなるよう制度を整理してもらいたい。 ・単独指定の場合は、指定管理者の選定基準、審査の方法に関して、また別の配慮が必要になるのではないか。
討 論	反対：単独指定という手段を取られた点と、選定において、幾つかの項目に最低点である 1 点を付けた委員が何人かおられる点を鑑み反対とする。
結 果	賛成多数で可決

議 案 件 名	議案第 87 号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について
概 要	令和 6 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となる施設について、山陽小野田市体育施設の指定管理者を株式会社晃栄に指定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 体育施設とは、市民体育館、武道館、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場、赤崎運動広場の 12 か所である。</p> <p>* 指定管理料については、人件費や管理費を見直す中で、昨今の物価高や直近実績を反映させ、単年度当たり 875 万 8,000 円増額している。</p> <p>* 仕様書に自動販売機の設置の項目を新たに入れた理由は、電気代等の理由で自動販売機を撤去した施設が何か所かある中で、やはりスポーツ施設には、少なくとも水分補給ができる自動販売機が必要と担当課として判断したからであり、このたび費用についても見直しを図った。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 91 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）の変更について
概 要	令和 6 年 4 月からの山陽小野田市立山口東京理科大学における工学部医薬工学科の設置並びに山陽小野田市立山口東京理科大学大学院における薬学研究科薬学専攻及び工学研究科数理情報科学専攻の設置に係る、文部科学省への届出の受理又は申請の認可がなされたことに伴い、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標に記載されている教育研究組織に工学部医薬工学科並びに工学研究科数理情報科学専攻及び薬学研究科薬学専攻を追加する必要があるため、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 中期目標を変更するに当たり、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会に諮問した結果、令和 5 年 10 月 19 日付けで、案のとおり変更することが適当であると認められると答申を受けている。また、その評価委員会では増加する学生への福利厚生の充実などの要望も上がっている。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	令和 5 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 70 号 令和 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、人件費の調整や令和 4 年度決算の確定による繰越金の増額に伴う基金積立金の増額であり、歳入歳出ともに 9,985 万 8,000 円を追加し、予算総額を 71 億 8,226 万 5,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>* 令和 5 年度末の基金残高見込額は、8 億 3,576 万 2,505 円である。</p> <p>* 現在は収支バランスが崩れているので、今後は来年度以降の保険料の在り方なども含めて検討し、安定的な国民健康保険の運営を行っていく必要がある。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 71 号 令和 5 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、人件費の調整と令和 4 年度における給付費等の精算に伴う基金積立金の増額、国及び県への償還金の増額等であり、歳入歳出ともに 2 億 7,392 万円を追加し、予算総額を 70 億 1,805 万 7,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 令和 4 年度末の基金残高は約 6 億 5,000 万円である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 72 号 令和 5 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、人件費の調整と決算を見込んだ後期高齢者医療広域連合納付金の減額等であり、歳入歳出ともに 630 万 6,000 円を削減し、予算総額を 11 億 9,943 万 9,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、金額の確定等に伴う予算調整である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 80 号 山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について
概 要	犯罪被害者等への支援に関する基本理念や市等の責務を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の回復等を目指した施策を総合的に推進するために制定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*山口県内では、令和 5 年 11 月現在で 19 市町のうち 12 市町で犯罪被害者等への支援に関する条例が制定されている。 *今後、規則、要項等の策定を計画している。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 81 号 山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について
概 要	ケアセンターさんようについて、現在の指定管理者である医療法人社団光栄会による管理の継続が困難となり、また、新たな指定管理者による管理も困難であるため、令和 5 年 12 月 31 日をもって指定管理を終了することとし、併せて当該施設を廃止するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>*令和 4 年 3 月に光栄会から、「令和 3 年 12 月に理事長が急逝したため、指定管理契約を終了させ、医療法人も解散させたい」との意向が示された。市は、法人の合併なども提案しながら契約期間満了までの継続を依頼したが、令和 4 年 8 月に光栄会の事務長が急逝し、また、令和 5 年 3 月に光栄会から、「吸収合併等も検討したが、条件面などが折り合わず困難と判断したので断念した」こと、また、「違約金が発生しても構わないので早く解約したい」との意向が示された。その際に光栄会が責任を持って入居者の転居先を調整することが確認できたため、市はやむなく指定管理期間途中の契約解約の方向で協議を進め、令和 5 年 4 月 1 日付けで光栄会から市に対して、「旧 山陽町新型ケアハウス整備事業計画 中途解約許可申請書」が提出された。市は、入居者の今後の処遇を考えることを最優先とし、契約解約予定日を令和 5 年 12 月末として協議等を重ねた。そして、令和 5 年 9 月 2 日に入居者全員の転居が完了したため、予定どおり令和 5 年 12 月 31 日に契約を解約し、あわせてケアセンターさんよう条例を廃止するもの</p> <p>*指定管理期間終了後のケアセンターさんようの方針については、現在のケアハウスさんようと同じ種類の施設である特定施設入所者生活介護の施設を実施するという条件での売却を考えている。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 84 号 山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部変更について
概 要	議案第 81 号において示すとおり、ケアセンターさんよりの指定管理者の指定期間を変更するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*指定管理の中途解約に伴って光栄会から支払われる違約金の額は、7,949 万 4,000 円である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 88 号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について
概 要	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの指定管理者を公募した結果、株式会社五輪ほか 1 者から応募があった。指定管理者選定委員会の審査結果に基づき、その期間の指定管理者を株式会社五輪とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*人件費が高騰していること、委託料を指定管理料に含めたこと、建設から 10 年経過しており、備品や設備に修繕が発生すること等により指定管理料を増額している。 *斎場の職員の雇用については、市は関与していない。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 93 号 令和 5 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正に伴い、産前産後保険料軽減制度が創設されることに関連して調整を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*産前産後期間相当分の保険料を減額し、減少する保険料収入相当額を国民健康保険法の規定に基づいて一般会計から繰り入れる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 94 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本の交付事務等の新たな事務を行うこととなるため、交付事務の際に徴収する手数料の金額、語句の変更等、所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> *本籍地以外の市区町村で戸籍謄本等の交付事務が可能となる。 *新たな事務として、戸籍電子証明書提供用識別符号と除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を追加する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 95 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するため、所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> *対象となる出産は妊娠 85 日以上の出産で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象となる。 *対象となる産前産後期間とは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日又は出産日の翌々月までの 4 か月である。多胎妊娠の場合は、産前の期間が出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前からとなり、6 か月となる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■ 委員長報告概要 ■

	令和 5 年 12 月定例会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 69 号 令和 5 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、令和 4 年度決算が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ 127 万 2,000 円を追加し、予算総額を 4,792 万円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*繰越金の使用用途は、駐車場の未舗装部分の舗装を実施することを予定している。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 73 号 令和 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正は、人件費の調整によるもので、歳出について、競走事業費を 220 万 2,000 円増額し、予備費を同額減額するもの。歳出総額に変動はない。
論点又は審査によって明らかになった事項など	*歳出総額は、263 億 9,587 万 6,000 円のままで、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算総額に変更はない。 *住居手当 51 万 3,000 円の減は、人事異動によるものである。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 74 号 令和 5 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算 (第 1 回) について
概 要	今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整並びに雨天時浸水対策のための追加工事の実施によるもので、収益的支出について、749 万 2,000 円減額し、支出総額を 18 億 6,908 万 7,000 円とし、資本的支出について、3,977 万 8,000 円増額し、支出総額を 25 億 604 万 8,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 追加工事は南松浜団地を公共下水道に取り込む際、雨天時の浸入水により、マンホールポンプから汚水があふれる懸念があるため、貯留槽に一時的に汚水を貯留できるようにするもの * 追加工事については、来年の梅雨時期前の竣工を予定している。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 82 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
概 要	令和 5 年 9 月定例会における山陽小野田市水道事業給水条例の一部改正に伴い、令和 7 年 10 月 1 日から、月の中途において公共下水道の使用を開始等した場合における使用料の算定方法について、所要の改正を行うもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 使用日数が 15 日以下のときは基本料金の 2 分の 1 にする規定がなくなり、改正後は月の中途において開始、中止又は廃止した場合には、1 月分として算定することになる * 令和 4 年度の収納件数で想定すると、0.5 月を 1 月に換算した場合は 216 件、全体の約 0.24%、1.5 月を 2 月に換算した場合は 496 件、全体の 0.56% が該当することになる。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 89 号 竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
概 要	令和 6 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となることから、指定管理者を募集し、応募のあった団体について、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果、竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者を株式会社晃栄に指定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> * 指定管理者を公募した結果、1 社の応募しかなかった。 * 竜王山公園オートキャンプ場の利用者数は、キャンプブームの影響もあり、伸びてきている。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 90 号 北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について
概 要	令和 6 年 3 月 31 日をもって現指定管理者の指定期間が満了となることから、指定管理者を募集し、応募のあった団体について、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果、北部地区都市公園外施設の指定管理者を公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターに指定するもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> * 指定管理者を公募した結果、1 団体の応募しかなかった。 * 北部地区都市公園外施設の指定管理で必要になる職員の配置は、総括責任者 1 名、業務責任者 1 名、業務スタッフで施設管理班 11 名、公園作業班 40 名、公園清掃班 8 名である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

■委員長報告概要■

	令和5年12月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第68号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について
概 要	今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、歳計剰余金処分による基金の積立て、LABVプロジェクト関連事業、ケアセンターさんよう運営事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ8億6,495万2,000円を追加し、予算総額を341億3,520万4,000円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳入】</p> <p>○1款 市税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項2目法人 1億2,000万円の減額 世界情勢を起因とする円安ドル高や、原油高及び物価高騰等によって、企業業績に影響が出ていることによるもの ・2項1目固定資産税 1億1,000万円の増額 一部の事業所での大規模設備投資によるもの <p>○18款 寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項1目一般寄附金 一般寄附金 71万7,000円の増額 明治安田生命保険相互会社からの寄附金をふるさと支援基金に積み立てるもの ふるさと寄附金 3,000万円の増額 サポート寄附額を1億6,000万円と見込んでの増額 <p>○19款 繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項1目財政調整基金繰入金 1,948万6,000円の減額 令和5年度末の予算上の残高は、37億2,176万8,000円 <p>【歳出】</p> <p>○人件費全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計全体で6,086万4,000円の増額 人事院勧告及び人事異動に伴う決算を見込んだ調整によるもの

○2 款 総務費

・1 項 8 目 財産管理費

退職手当基金積立金 1 億円の増額

補正後の年度末残高は 12 億 4,767 万 8,000 円

・1 項 13 目 空家対策費 446 万 9,000 円の増額

老朽危険空家等除却促進補助金の申請希望者が当初見込みより多かったため、現在除却中のものは年度内に終了予定

(主な質疑)

* 「想定以上の希望者に対応していくのか」との質問に「1 件につき 50 万円の 9 件分を増額して対応する」との答弁

○3 款 民生費

・1 項 2 目 障害者福祉費 1 億 8,871 万 5,000 円の増額

主に障害福祉サービス等の利用者数、利用時間及び利用日数の増加による増額分並びに令和 4 年度に歳入した国・県の負担金及び補助金の精算による返還分

(主な質疑)

* 「利用者等の増加理由は何か」との質問に「使いやすくなったこと、使ってよかったとの口コミがあったことによるもの」との答弁

○4 款 衛生費

・1 項 7 目 新型コロナウイルス対策費

委託料 843 万 1,000 円の減額

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に変更され、地域外来・検査センター事業が令和 5 年 5 月 7 日に終了したことで、検査数が当初の見込みより少なくなったため

○8 款 土木費

・2 項 1 目 道路橋りょう総務費

小規模土木事業助成金 510 万円の増額

7 月の豪雨や物価高により予算不足を生じるため。

令和 4 年度までに申請のあった事業は今年度実施する予定

(主な質疑)

* 「令和 4 年度、5 年度の申請件数と着工予定はどうなっているか」との質問に「令和 4 年度以前の申請が 46 件、令和 5 年度の申請が 50 件、辞退と取下げが 5 件、実施は 60 件を見込んでおり、待機が 31 件である」との答弁

	<p>○10 款 教育費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 項 2 目教育振興費 4 万円の増額 市民からの寄附金を使用し、中学校 3 校と松原分校に学校図書 の整備に充当するもの 寄附者の方に確認しながら学校に順次整備しており、図書支 援員などと協議しながら選書している。 寄附購入と分かるようにシールを貼っている。 <p>【債務負担行為】(追加)</p> <p>○令和 6 年度～令和 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センター指定管理者委託料 限度額 1 億 9,478 万 8,000 円 ・ きららガラス未来館指定管理者委託料 限度額 2 億 652 万 5,000 円 ・ 体育施設指定管理者委託料 限度額 2 億 7,612 万 8,000 円 ・ 斎場指定管理者委託料 限度額 1 億 7,578 万円 指定管理者候補者の指定管理料提案額に消費税を加えたもの ・ 竜王山公園オートキャンプ場指定管理者委託料 限度額 3,756 万円 ・ 北部地区都市公園外施設指定管理者委託料 限度額 2 億 3,468 万円 <p>○令和 5 年度～令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援事業計画策定事業 限度額 589 万 6,000 円 令和 6 年度策定予定の第 3 期子ども・子育て支援事業計画に 係るニーズ調査及びデータ分析を委託するためのプロポーザル を 8 月に実施したが、人手不足を理由に事業者からの応募がな かったため、再度金額面を見直してプロポーザルを行うもの
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 92 号 令和 5 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回） について
概 要	今回の補正は、物価高騰等による負担感が大きい低所得者世帯を支援する物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費や、物価高騰等に直面する市民生活を支援し、地域における消費を喚起する商品券発行事業費の財源として活用するもの、及び国民健康保険特別会計への繰り出しに係る経費の計上であり、歳入歳出それぞれ 6 億 576 万 3,000 円を追加し、予算総額を 347 億 4,096 万 7,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳出】</p> <p>○3 款 民生費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項 10 目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費 6 億 560 万 8,000 円の増額 <ul style="list-style-type: none"> 国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち低所得世帯支援枠を利用して、1 世帯当たり 7 万円を支給するもの。 可決後、速やかに住民税均等割非課税世帯の抽出に係るシステム開発の契約を締結し、対象者に対して必要書類を 1 月中旬までに発送する。返送された確認書や受給拒否届出書を確認して、2 月上旬に振込を開始する予定で、確認書の提出期限は 3 月下旬を予定している。 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「全世帯で何件か」との質問に「8,500 世帯である」との答弁 <p>○7 款商工費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項 2 目商工振興費 1 億 2,835 万 4,000 円 <ul style="list-style-type: none"> 一般財源を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に変更するもの 11 月末時点で、発行総額約 2 億 4,000 万円の 65%が商品券に換金済みである。 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「物価高騰に苦しむ市民がいまだに多いことから、財源更正だけではなく、別の形式で支給することを審査しなかったのか」との質問に「審査していない」との答弁 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「換金率が 65%と低いのは、事業に対する期待感の薄れではないか」との質問に「今後の審査の参考にしていく」との答弁
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決